

スポーツボランティアネットワーク運営規則

2023 年 3 月 31 日

2023 年 7 月 12 日改正

達 29 号

(趣旨)

第 1 条 この達は、公益財団法人日本財団ボランティアセンター(以下「センター」という。)が設置するスポーツボランティアの普及・発展を目的に設置する連絡協議会の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、行政、スポーツ推進団体、プロスポーツチーム、教育機関など、全国のスポーツボランティア推進団体と、相互の情報共有や連携協働を通じてスポーツボランティアの普及・発展に寄与し、わが国におけるスポーツボランティア文化の醸成を図ることを目的として連絡協議会を設置する。

(名称)

第 3 条 本連絡協議会を、スポーツボランティアネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(事務局)

第 4 条 ネットワークの事務局は、センターの事業部が担う。

(活動内容)

第 5 条 ネットワークは、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報共有
- (2) ボランティア運営の相互協力
- (3) 会員の発展・成長に関する取り組み
- (4) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第 6 条 ネットワークは、第 2 条に掲げる目的に賛同して入会した団体（以下「会員」という）をもって構成する。

(募集方法)

第7条 センターは、ネットワークについて、ホームページに情報を掲載することで会員の募集を行う。

(会員資格)

第8条 ネットワークの会員資格は、次のとおりとする。

- (1) スポーツボランティアの推進、またはそれに準ずる活動を行う団体であること。
- (2) 反社会的勢力でないこと。

2 反社会的勢力とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団関係企業
- (3) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
- (4) その他(1)から(3)に準ずる団体

(入会)

第9条 ネットワークの目的に賛同し、入会を希望する団体は、入会申込書(様式達第29-1号)をセンターに提出する。

2 センターは、入会の申し込みがあった場合において、第8条の会員資格を満たしていることを確認し、当該団体へ承諾書(様式達第29-2号)を返送する。

(会費)

第10条 ネットワークの会費は、無料とする。

(研修の共催)

第11条 会員のうち希望する団体は、開催依頼書(様式達第29-3号)を提出し承諾された後に、センターが主催するスポーツボランティアに関する研修を共催することができる。

(会員との連携・協力)

第12条 センターは、第2条の目的を達成するために必要と認められる場合には、会員が企画する事業に、連携・協力することができる。事業の実施を希望する会員は、事前に事業企画書(様式達第29-4号)をセンターに提出し、企画内容についてセンターと協議するものとする。

(退会)

第13条 会員は、退会届(様式達第29-5号)を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 14 条 会員が次に該当する場合には、除名することができる。

(1) この運営規則に違反したとき。

(2) ネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(その他)

第 15 条 ネットワークの運営については、この達に定めるもののほか、必要が生じた場合は、その都度その取扱いを定める。

附則 この達は 2023 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この達の一部変更は、2023 年 7 月 12 日より施行する。